

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十九号

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

広島県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（公園事業の執行の協議の申出又は認可の申請） 第四条（略） 2 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、市町が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十二号に掲げる書類を除く。 一一八（略） 九 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類 十三三（略） （承継の協議の申出又は承認の申請） 第八条（略） 2（略） 一 第四条第二項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類 三（略） 3（略） 4（略） 一 第四条第二項第一号、第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類 二・三（略） 第二十七条（略） （条例第十四条第三項第二号の規則で定める者） 第二十七条の二 条例第十四条第三項第一号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必</p>	<p>（公園事業の執行の協議の申出又は認可の申請） 第四条（略） 2 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、市町が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。 一一八（略） 九一二（略） （承継の協議の申出又は承認の申請） 第八条（略） 2（略） 一（略） 二 第四条第二項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類 三（略） 3（略） 4（略） 一 第四条第二項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類 二・三（略） 第二十七条（略）</p>

要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。